

第 7 0 2 号
平成24年10月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市防災会議条例及び天理市災害対策本部条例の一部を改正する条例	17	2
規 則	番号	頁数
・天理市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則	26	2
訓 令	番号	頁数
・天理市事務改善提案規程の全部改正	9	2
・天理市事務改善委員会規程の廃止	10	6
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	340	6
・放置自転車等の保管について	341	6
・放置自転車等の保管について	342	7
・放置自転車等の保管について	343	7
・放置自転車等の保管について	344	7
・放置自転車等の保管について	345	8
・放置自転車等の保管について	346	8
・放置自転車等の保管について	347	9
・公示送達について	348	9
・放置自転車等の保管について	349	9
・放置自転車等の保管について	350	10
・放置自転車等の保管について	351	10
・放置自転車等の保管について	352	10
・放置自転車等の保管について	353	11
・放置自転車等の保管について	354	11
・放置自転車等の保管について	355	12
・公示送達について	356	12
・放置自転車等の保管について	357	12
・放置自転車等の保管について	358	13
・放置自転車等の保管について	359	13
・放置自転車等の保管について	360	13
・放置自転車等の保管について	361	14
・放置自転車等の保管について	362	14
・放置自転車等の保管について	363	15
・放置自転車等の保管について	364	15
・公示送達について	365	15
・平成24年度天理市一般会計補正予算	366	16

(第3号)等の要領について		
・放置自転車等の保管について	367	22
・公示送達について	368	22
・天理市章の使用に関する規程について	369	22
・放置自転車等の保管について	370	27
・放置自転車等の保管について	371	27
・放置自転車等の保管について	372	27
・放置自転車等の保管について	373	28
・放置自転車等の保管について	374	28
・放置自転車等の保管について	375	28
・放置自転車等の保管について	376	29
・放置自転車等の保管について	377	29

公 告	番号	頁数
・天理農業振興地域整備計画の変更について	36	30
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	37	30
・公売公告兼見積価額公告	38	31
・公売公告兼見積価額公告	39	34
・土地改良事業計画書の縦覧公告について	40	37
・一般競争入札について	41	37

教育委員会	番号	頁数
・天理市市民運動場条例施行規則の一部を改正する規則	5	42
・臨時教育委員会の招集について	10	45
・定例教育委員会の招集について	11	45

農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	10	45

災害対策本部規程	番号	頁数
・天理市災害対策本部規程の一部改正について	1	45

公営企業	番号	頁数
・一般競争入札について	15	47

条 例

(平成24年10月1日揭示済)

天理市防災会議条例及び天理市災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年10月1日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第17号

天理市防災会議条例及び天理市災害対策本部条例の一部を改正する条例
(天理市防災会議条例の一部改正)

第1条 天理市防災会議条例(昭和37年10月天理市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第3条第6項中「30人」を「35人」に改め、同条第7項中「第5項第7号及び第8号」を「第5項第7号から第9号まで」に改める。

(天理市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 天理市災害対策本部条例(昭和37年10月天理市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(天理市国民保護協議会条例の一部改正)

2 天理市国民保護協議会条例(平成18年3月天理市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「30人」を「35人」に改める。

規 則

(平成24年10月1日揭示済)

天理市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年10月1日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第26号

天理市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員等の旅費に関する規則(昭和37年4月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

訓 令

天理市訓令甲第9号

天理市事務改善提案規程(昭和39年4月天理市規程第1号)の全部を改正する。

平成24年10月1日

天理市長 南 佳 策

天理市事務改善提案規程

(目的)

第1条 この規程は、市行政事務改善についての職員の自由な提案を募り、これを積極的に採用実施することによって、市民サービスと業務全般の改善向上を図り、併せて職員の志気を高揚することを目的とする。

(提案の内容)

第2条 職員が行う提案は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 事務能率を向上する方法

- (2) 市民サービスを向上する方法
- (3) 作業環境を改善する方法
- (4) 収入の増加又は経費を削減する方法
- (5) その他事務能率向上に関する改善案
(提案の方法)

第3条 提案しようとする職員は、任意の用紙を用いた提案書を提案票（別記様式）に添付のうえ、企画課長へ提出するものとする。

(提案の受付)

第4条 企画課長は、前条の規定による提案があったときは、これを受け付けるものとする。ただし、提案が次の各号のいずれかに該当するときは、受け付けないことができる。

- (1) 単なる意見、希望、要望又は批判であるもの
- (2) 非難、苦情、中傷等の内容を有するもの
- (3) 既に採用された提案と同一又は類似のもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、提案として適当でないと認めるもの

2 前項ただし書の場合において、企画課長は、当該提案を行った職員にその理由を付して提案書を返却するものとする。

(天理市事務改善提案審査委員会)

第5条 提案の審査を行うため、天理市事務改善提案審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は、副市長をもって充て、委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 4 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 5 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(採否の審査)

第6条 企画課長は、第4条の規定により提案を受け付けたときは、委員会の審査に付するものとする。この場合において、審査は、提案を行った職員の所属及び氏名を秘して行うものとする。

- 2 委員会の審査は、別表に定める審査基準に基づき行うものとする。
- 3 委員長は、審査を終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(提案の採否)

第7条 市長は、委員会から提案の審査結果の報告を受けたときは、採用又は不採用の決定をするものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する提案は採用しない。

- (1) 既に市で企画し、又は実施検討中の事項についての提案で内容が市の企画するところと同一又は類似したもの
- (2) 実施に要する支出が多額であり、市の現状に適さないもの
- (3) 実施によって利益が見込めないもの
- (4) 実施の範囲が極めて限られるもの
- (5) 直ちに実施又は実施の指示のできないもの

2 市長は、提案を行った職員にその結果を通知するものとする。

(実施)

第8条 市長は、採用することとした提案については、当該提案の実施のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

第9条 企画課長は、採用することとした提案については、その要旨等を職員に公表するものとする。

(権利の帰属)

第10条 第8条の規定により実施に移された提案に関するすべての権利は、市に属するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の運営その他の提案に関する事務は、市長公室企画課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務改善提案に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

提案審査基準

項 目	審 査 基 準
利 益	提案を実施することによってどれだけの利益を上げることができるか
効 果	提案が現状と比較して改善する度合いはどれくらいあるか
着 眼	提案の着眼はどうか
実施方法	提案がそのまま実施できるものか、又は担当課で更に立案若しくは検討を要するものか
努 力	提案について提案者が十分に検討を加えているか

平成24年10月10日 水曜日

天理市公報

別記様式（第3条関係）

提

案

票

所 属	氏 名		
件 名	受付	年 月 日	
		第	号
要 旨			
添付するもの (1) (2) (3)			

天理市訓令甲第10号

天理市事務改善委員会規程（平成5年3月天理市訓令甲第2号）は、平成24年10月1日限り廃止する。
平成24年10月1日

天理市長 南 佳 策

告 示

（平成24年9月6日揭示済）

天理市告示第340号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年9月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年9月6日から平成24年11月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成24年9月6日揭示済）

天理市告示第341号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年9月6日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町59番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成24年9月6日から平成24年11月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年9月6日揭示済）

天理市告示第342号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月6日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年9月6日

3 移動対象区域

天理市長柄町1639番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

（1） 返還期間

平成24年9月6日から平成24年11月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年9月7日揭示済）

天理市告示第343号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月7日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年9月7日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1） 返還期間

平成24年9月7日から平成24年11月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年9月10日揭示済）

天理市告示第344号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成24年 9 月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 9 月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 9 月10日から平成24年11月 8 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 9 月11日揭示済)

天理市告示第345号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 9 月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 9 月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 9 月11日から平成24年11月 9 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 9 月12日揭示済)

天理市告示第346号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 9 月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 9 月12日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 9 月12日から平成24年11月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

- 律第178号)に規定する休日を除く。)
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成24年9月13日揭示済)

天理市告示第347号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年9月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年9月13日から平成24年11月11日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年9月14日揭示済)

天理市告示第348号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年9月14日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意)地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年9月14日揭示済)

天理市告示第349号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年9月14日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年9月14日から平成24年11月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年9月18日揭示済)

天理市告示第350号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月18日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年9月18日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年9月18日から平成24年11月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年9月19日揭示済)

天理市告示第351号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月19日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年9月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年9月19日から平成24年11月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年9月19日揭示済)

天理市告示第352号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年9月19日
 - 3 移動対象区域
天理市岸田町9 1 2番地 2 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年9月19日から平成24年11月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年9月20日揭示済)

天理市告示第353号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年9月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年9月20日から平成24年11月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年9月20日揭示済)

天理市告示第354号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年9月20日
- 3 移動対象区域
天理市田井庄町6 0 6番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年9月20日から平成24年11月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

- 律第178号)に規定する休日を除く。)
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成24年9月20日揭示済)

天理市告示第355号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年9月20日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町111番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年9月20日から平成24年11月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成24年9月21日揭示済)

天理市告示第356号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年9月21日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意)地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年9月21日揭示済)

天理市告示第357号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年9月21日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年9月21日から平成24年11月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年9月24日揭示済）

天理市告示第358号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年9月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年9月24日から平成24年11月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年9月25日揭示済）

天理市告示第359号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月25日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年9月25日

3 移動対象区域

天理市乙木町605番地4先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年9月25日から平成24年11月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年9月25日揭示済）

天理市告示第360号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、

同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年9月25日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町276番地2先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年9月25日から平成24年11月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年9月25日揭示済)

天理市告示第361号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年9月25日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町98番地3先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年9月25日から平成24年11月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年9月25日揭示済)

天理市告示第362号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年9月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年9月25日から平成24年11月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年9月26日揭示済)

天理市告示第363号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月26日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年9月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年9月26日から平成24年11月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年9月27日揭示済)

天理市告示第364号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年9月27日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年9月27日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年9月27日から平成24年11月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年9月28日揭示済)

天理市告示第365号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年9月28日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年9月28日揭示済)

天理市告示第366号

平成24年9月27日付けで専決を行った、平成24年度天理市一般会計補正予算(第3号)の要領は、次のとおりである。

平成24年9月28日

天理市長 南 佳 策

平成24年度天理市一般会計補正予算(第3号)

平成24年度天理市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,241,791千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,964,075千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		千円 385,840	千円 33,666	千円 419,506
	2 手数料	169,072	33,666	202,738
14 国庫支出金		2,708,021	14,222	2,722,243
	1 国庫負担金	2,517,164	2,666	2,519,830
	2 国庫補助金	173,066	11,556	184,622
15 県支出金		1,350,267	4,576	1,354,843
	2 県補助金	402,895	4,576	407,471
18 繰入金		550,300	△57,296	493,004
	1 基金繰入金	550,300	△124,995	425,305

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 特別会計繰入金	千円 0	千円 67,699	千円 67,699
20 雑収入		311,454	1,823	313,277
	5 雑入	138,765	1,823	140,588
21 市債		1,510,900	2,244,800	3,755,700
	1 市債	1,510,900	2,244,800	3,755,700
歳 入 合 計		22,722,284	2,241,791	24,964,075

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 300,268	千円 △2,841	千円 297,427
	1 議会費	300,268	△2,841	297,427
2 総務費		2,492,404	2,220,138	4,712,542
	1 総務管理費	1,989,390	2,211,576	4,200,966
	2 徴収費	294,987	6,080	301,067
	3 戸籍住民基本台帳費	145,664	842	146,506
	6 監査委員費	32,159	1,640	33,799
3 民生費		8,896,801	△7,225	8,889,576
	1 社会福祉費	3,892,533	18,190	3,910,723
	2 児童福祉費	3,895,638	△23,230	3,872,408

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 生活保護費	1,108,079	△2,185	1,105,894
4 衛生費		1,531,296	7,662	1,538,958
	1 保健衛生費	502,006	△434	501,572
	2 清掃費	1,029,290	8,096	1,037,386
6 農林費		291,323	△5,702	285,621
	1 農業費	270,561	△5,992	264,569
	2 林業費	20,762	290	21,052
7 商工費		197,635	4,948	202,583
	1 商工費	197,635	4,948	202,583
8 土木費		3,049,198	△2,120	3,047,078
	1 土木管理費	183,095	△5,195	177,900

	2 道路橋りょう費	409,281	3,474	412,755
	3 河川費	80,348	△363	79,985
	4 都市計画費	2,254,360	△376	2,253,984
	5 住宅費	122,114	340	122,454
10 教育費		2,670,504	29,032	2,699,536
	1 教育経費	437,020	9,605	446,625
	2 小学校費	522,810	△743	522,067
	3 中学校費	248,893	△76	248,817
	4 幼稚園費	653,084	△19,995	633,089
	5 社会教育費	631,591	35,759	667,350
	6 保健体育費	177,106	4,482	181,588
11 災害復旧費		22,824	△2,101	20,723

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公共土木施設災害復旧費	千円 10,671	千円 550	千円 11,221
	2 農林業施設災害復旧費	12,153	△2,651	9,502
款 出 合 計		22,722,284	2,241,791	24,964,075

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 給 食 調 理 業 務 委 託 事 業	平成24年度から平成25年度まで	千円 13,600
前 設 小 学 校 建 設 事 業	平成24年度から平成25年度まで	千円 130,043

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
第三セクター等改革推進債	千円 2,225,000	証書借入れ	年 5.0%以内	10年以内(据置なし)とする。 ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができるものとする。
計	2,225,000			

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
幼稚園整備事業	千円 17,000	当初議決	当初議決	当初議決	千円 22,500	当初議決	当初議決	当初議決
臨時財政対策債	1,285,600	に 同 じ	に 同 じ	に 同 じ	1,299,900	に 同 じ	に 同 じ	に 同 じ

(平成24年 9月28日揭示済)

天理市告示第367号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 9月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 9月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 9月28日から平成24年11月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 9月28日揭示済)

天理市告示第368号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 9月28日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成24年10月 1日揭示済)

天理市告示第369号

天理市章の使用に関する規程を次のように定める。

平成24年10月 1日

天理市長 南 佳 策

天理市章の使用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、天理市章制定について（昭和29年 9月天理市告示第34号）に規定する天理市章（以下「市章」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用基準）

第2条 市章は、市長が次の各号のいずれにも該当しないと認める場合に限り使用することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 営利を目的に自己の商標や意匠として独占的に使用することのあるもの
- (3) 特定の宗教又は政治的な活動を目的とするもの
- (4) 市章の尊厳と品位を損ない、又は信用を失墜することのあるもの
- (5) その他著しく不適当と認められるもの

（使用申請）

第3条 市章を使用しようとする者は、天理市章使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 市章を使用する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の申請を要しない。

- (1) 市の執行機関及び市議会
- (2) 国及び他の地方公共団体
- (3) その他市長が適当と認めるもの
(使用の決定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、天理市章使用承認・不承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用の条件)

第5条 市長は、前条の承認を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(承認の取消し等)

第6条 市長は、市章の使用が第2条又は前条の規定に違反していると認める場合は、その承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、天理市章使用承認取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 第1項の規定により市章の使用を取り消した場合に当該市章の使用が損害を受けることがあっても、市は、これに対し賠償の責めを負わない。

(庶務)

第7条 市章の使用に関する庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

平成24年10月10日 水曜日

天理市公報

様式第1号（第3条関係）

天理市章使用承認申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
氏 名
(団体名及び責任者名)
連絡先 電話

天理市章の使用に関する規程第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
添 付 書 類 (使用図案その他 参考になるもの)	☐ あ り () ☐ な し ()
市 章 図 画 の 供 提	☐ 不 要 ☐ 要 ☐ 紙 面 ☐ データ () ※ F A X 番号又はメールアドレス
備 考	

平成24年10月10日 水曜日

天理市公報

様式第2号（第4条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

天理市章使用承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました市章の使用について、下記
のとおり決定しましたので、天理市章の使用に関する規程第4条の規定により
通知します。

記

決 定 内 容	承 認 ・ 不承認
使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
不承認の理由	
使用に関する 条 件	
注 意 事 項	1 承認を受けた使用方法以外に使用しないでください。 2 承認を受けた事項を変更（追加）する場合、改めて使用 の申請をしてください。

平成24年10月10日 水曜日

天理市公報

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

天理市長

印

天理市章使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認しました市章の使用について、下記の理由により取り消しましたので、天理市章の使用に関する規程第6条の規定により通知します。

記

取消しの理由	
備 考	
注 意 事 項	1 使用承認の取消しに伴い、当該承認に係る物件への使用はしないでください。 2 使用承認の取消しに伴い、損害が発生した場合の責めは負いません。

(平成24年10月1日揭示済)

天理市告示第370号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年10月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年10月1日から平成24年11月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月1日揭示済)

天理市告示第371号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成24年10月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成24年9月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年10月1日から平成25年3月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成24年10月2日揭示済)

天理市告示第372号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年10月2日
- 3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年10月2日から平成24年11月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年10月2日揭示済)

天理市告示第373号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月2日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年10月2日

3 移動対象区域

天理市別所町380番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年10月2日から平成24年11月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年10月3日揭示済)

天理市告示第374号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月3日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年10月3日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年10月3日から平成24年12月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年10月4日揭示済)

天理市告示第375号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年10月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年10月4日から平成24年12月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月5日揭示済)

天理市告示第376号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年10月5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年10月5日から平成24年12月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月5日揭示済)

天理市告示第377号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年10月5日
- 3 移動対象区域
天理市前栽町119番地21先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年10月5日から平成24年12月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

公 告

（平成24年9月20日揭示済）

天理市公告36号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成24年10月20日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成24年10月20日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成24年9月20日

天理市長 南 佳 策

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成24年9月20日（公告年月日）

至 平成24年10月20日（公告年月日の翌日から起算して30日目）

2. 農用地利用計画の案の縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

（平成24年9月24日揭示済）

天理市公告第37号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成24年9月24日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成24年9月24日

天理市長 南 佳 策

記

事業所番号		2970800336
名称		テンダーヒル御所わかば館グループホームきつとうっど
所在地		〒639-2216 奈良県御所市364-1
申請者	名称	社会福祉法人 明徳会
	主たる事務所の所在地	〒639-2268 奈良県御所市大字船路415番地
	代表者の氏名	山本 十九二（ヤマモト トクジ）
	代表者の住所	〒542-0062 大阪市中央区上本町西4-1-5-703
指定年月日		平成24年9月24日
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

(平成24年 9月25日揭示済)

天理市公告第38号

天理市-1

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

平成24年 9月25日

天理市長
南 佳 策

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

1	公 売 財 産 の 内 容		別紙付表のとおり		
2	公 売 の 方 法		入 札		
3	公 売 日 時		平成24年11月 6日 午前10時00分から		
		入 札	平成24年11月 6日 午前10時40分から午前11時00分まで		
		開 札	平成24年11月 6日 午前11時00分		
4	公 売 場 所		奈良市二条大路南一丁目1-1 奈良市役所北棟 6階 第22会議室		
5	公売保証金及び見積価額		別紙付表のとおり		
6	公売保証金納付期限		平成24年11月 6日 午前10時00分から午前10時30分まで		
7	売 却 決 定	日時	平成24年11月13日 午前10時00分	場所	天理市役所 収税課
8	買受代金納付期限	日時	平成24年11月13日 午前11時30分	場所	天理市役所 収税課
9	買受人についての資格 そ の 他 の 要 件		別紙「公売における注意事項」とおり		
10	そ の 他	1. 午前9時45分までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付 いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 5. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。 6. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 7. 公売物件の地図・写真等については天理市役所収税課で閲覧いただけます。 もしくは、天理市ホームページ(http://www.city.tenri.nara.jp/)でご覧いただけます。			
配当を受ける者の権利の申出について					
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する 者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。					
※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当課までお問い合わせください。					
天理市 総務部 収税課 TEL0743-63-1001 (内線202)					

公売公告付表

売却区分 番 号	天理市一1	見積価額	3,660,000 円
		公売保証金	370,000 円
		課税区分	混在財産
公売財産の表示	(土地) 所在: 奈良県天理市樺本町 ①地番: 2770番42 地目: 宅地 地積: 75.73㎡ ②地番: 2770番2 地目: 宅地 地籍: 171.77㎡(持分1/9) (家屋) 所在: 奈良県天理市樺本町2770番地42 地番: 2770番42 種類: 居宅 構造: 木造瓦葺2階建 床面積: 1階 44.55㎡ 2階 41.17㎡ 以上登記簿による表示		
公売財産の概要	・公売財産は、JR桜井線「樺本駅」の東方【道路距離】約1.8km、徒歩約23分の準工業地域内の住宅地の一面に位置します。 ・新築年月日は平成11年2月10日です。		
利用状況・法的規制等	・都市計画区域。準工業地域。宅地造成規制区域 ・建ぺい率 60%、容積率200% ・近隣に埋蔵文化財包蔵地(シギ山遺跡)あり ・建築確認では長屋13戸1建。現状は2階部分の壁の1部が隣家と接している ・建て替える場合は「建築基準法第43条第1項ただし書」の規定及び周囲居宅者の同意書が必要 ・占有者(借家人)あり ・不動産鑑定は家屋の中を見ていません。 ・水道は公共上・下水道完備。ガスは都市ガス供給エリアでないため、プロパンガス使用。		
その他 公売条件等	・市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・市は瑕疵担保責任を負いません。 ・下見会は実施しませんので、入札者ご自身で現地確認を行ってください。		

公 売 に お け る 注 意 事 項

入札の方法	所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
開札の方法	入札書は、入札者の立会で開札します。
公売保証金の納付	公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。
最高価申込者の決定	見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。
次順位買受申込者の決定	国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者となります。
追加入札とくじ	最高の同価額入札者が2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。
追加入札と棄権	追加入札の価額は、当初の入札価額以上である必要があります。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。
再度入札	入札の日時に入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
入札書についての制限	一旦提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
買受人の制限	公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者は、公売財産を買い受けることができません。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、滅失等による損害の負担は買受人が負います。
権利移転に伴う費用の負担	権利移転登記についての登録免許税その他の費用は買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は天理市に帰属します。
権利移転の手続	権利移転のための登記等は天理市で行います。指定した日までに所有権移転登記請求書を必ず提出してください。
権利移転のための必要書類等	買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。(開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。) 1 売却決定通知書 2 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は商業登記簿抄本 3 登録免許税相当の収入印紙または領収証書 4 固定資産評価証明書または開通知書 5 郵送料(500円程度)
公売保証金の返還について	最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙(200円)の貼付、消印が必要です。
消費税及び地方消費税について	公売公告付表中、「課税区分」欄において、「課税財産」とは消費税法別表第一(第6条関係)に掲げる財産以外の財産のことをいい、「非課税財産」とは消費税法別表第一(第6条関係)に掲げる財産のことをいいます。また、課税財産と非課税財産が混在している場合は「混在財産」と表示しています。 なお、公売財産が課税財産、非課税財産もしくは混在財産である場合も、入札価額をもって売却決定します。

(ご注意)

- ・入札箱に入札書をいれる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあった場合は、新しい入札書に書き直して入札箱にいれてください。
- ・同一人が2以上の入札書をいれることはできません。
- ・公売当日は印鑑をご持参ください。

(平成24年 9月25日揭示済)

天理市公告第39号

天理市一2

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

平成24年 9月25日

天理市長

南 佳 策

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

1	公 売 財 産 の 内 容	別紙付表のとおり			
2	公 売 の 方 法	入 札			
3	公 売 日 時	平成24年11月 6日 午前10時00分から			
	入 札	平成24年11月 6日 午前10時40分から午前11時00分まで			
	開 札	平成24年11月 6日 午前11時00分			
4	公 売 場 所	奈良市二条大路南一丁目1-1 奈良市役所北棟 6階 第22会議室			
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり			
6	公売保証金納付期限	平成24年11月 6日 午前10時00分から午前10時30分まで			
7	売 却 決 定	日時	平成24年11月13日 午前10時00分	場所	天理市役所 収税課
8	買受代金納付期限	日時	平成24年11月13日 午前11時30分	場所	天理市役所 収税課
9	買受人についての資格 そ の 他 の 要 件	別紙「公売における注意事項」ととおり			
10	そ の 他	1. 午前9時45分までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 5. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。 6. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 7. 公売物件の地図・写真等については天理市収税課で閲覧いただけます。 もしくは、天理市ホームページ(http://www.city.tenri.nara.jp/)でご覧いただけます。			
配当を受ける者の権利の申出について					
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。					
※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当課までお問い合わせください。					
天理市 総務部 収税課 TEL0743-63-1001 (内線202)					

公売公告付表

売却区分 番 号	天理市一2	見積価額	10,110,000 円
		公売保証金	1,020,000 円
		課税区分	課税財産
公売財産の表示	(家屋) 所 在 奈良県天理市前栽町47番地・48番地合併1 家屋番号 47番1の1 種 類 店舗 構 造 鉄骨造スレート葺2階建 床面積 1階 121.65㎡ 2階 118.30㎡ 以上登記簿による表示		
公売財産の概要	・公売財産は、近鉄前栽駅の北方【道路距離】約600m、徒歩7分に位置します。 ・市道11号に接しています。 ・新築年月日は平成8年11月3日です。		
利用状況・ 法的規制等	・都市計画区域 ・第2種中高層住居専用地域 ・建ぺい率 60%、容積率200% ・近隣に埋蔵文化財包蔵地(九ノ坪・シマダ遺跡)あり ・土地については借地(平成61年までの一般定期借地権の設定あり)。 ・不動産鑑定は家屋の中を見ていません。 ・水道は公共上・下水道完備。ガスは、都市ガス供給エリアだが分岐はなし。		
その他 公売条件等	・市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・市は瑕疵担保責任を負いません。 ・下見会は実施しませんので、入札者ご自身で現地確認を行ってください。		

公 売 に お け る 注 意 事 項

入札の方法	所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
開札の方法	入札書は、入札者の立会で開札します。
公売保証金の納付	公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。
最高価申込者の決定	見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。
次順位買受申込者の決定	国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者となります。
追加入札とくじ	最高の同価額入札者が2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。
追加入札と棄権	追加入札の価額は、当初の入札価額以上である必要があります。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。
再度入札	入札の日時に入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
入札書についての制限	一旦提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
買受人の制限	公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者は、公売財産を買い受けることができません。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、滅失等による損害の負担は買受人が負います。
権利移転に伴う費用の負担	権利移転登記についての登録免許税その他の費用は買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は天理市に帰属します。
権利移転の手續	権利移転のための登記等は天理市で行います。指定した日までに所有権移転登記請求書を必ず提出してください。
権利移転のための必要書類等	買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。（開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。） 1 売却決定通知書 2 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は商業登記簿抄本 3 登録免許税相当の収入印紙または領収証書 4 固定資産評価証明書または同通知書 5 郵送料(500円程度)
公売保証金の返還について	最高価申込者及び次順位買受申込者以外に入札者が納付した公売保証金は公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙(200円)の貼付、消印が必要です。
消費税及び地方消費税について	公売公告付表中、「課税区分」欄において、「課税財産」とは消費税法別表第一（第6条関係）に掲げる財産以外の財産のことをいい、「非課税財産」とは消費税法別表第一（第6条関係）に掲げる財産のことをいいます。また、課税財産と非課税財産が混在している場合は「混在財産」と表示しています。 なお、公売財産が課税財産、非課税財産もしくは混在財産である場合も、入札価額をもって売却決定します。

(ご注意)

- 入札箱に入札書をいれる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確かめてください。誤りなどがあった場合は、新しい入札書に書き直して入札箱にいれてください。
- 同一人が2以上の入札書をいれることはできません。
- 公売当日は印鑑をご持参ください。

(平成24年10月 1 日揭示済)

天理市公告40号

土地改良事業計画書の縦覧公告

農業体質強化基盤整備促進事業（庵治：用排水路）について、土地改良事業計画を定めたので、自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第59条により一部改定された土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第7項の規定に基づき、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月 1 日

天理市長 南 佳 策

記

- 1. 事業計画 農業体質強化基盤整備事業（庵治地区）
- 2. 縦覧期間 平成24年10月 1 日から
平成24年10月22日までの20日間
- 3. 縦覧場所 天理市役所 環境経済部 農林課

(平成24年10月 4 日揭示済)

天理市公告41号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成24年10月 4 日

天理市長 南 佳策

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 山の辺第一工区区画道路整備工事（6－12号線）
及び山の辺第一工区天理停車場線整備工事（その1）
及び山の辺第一工区天理停車場線整備工事（その2）
- (2) 工 事 場 所 天理市 田部町地内
- (3) 工 事 概 要 山の辺第一工区区画道路整備工事（6－12号線）
工事延長 L=102m
排水工
U型側溝 300×300 L=158m
管渠 ヒューム管 φ300 L=18m
管渠 ヒューム管 φ700 L=98m
マンホール 2号 N=1箇所
マンホール 3号 N=1箇所
舗装工
アスファルト舗装
上層・下層路盤・表層 A=387㎡
仮設水路工
暗渠排水管 φ200 L=9m
集水桝 N=2箇所
山の辺第一工区天理停車場線整備工事（その1）
工事延長 L=93m
排水工
U型側溝 300×300 L=134m
自由勾配側溝 300×400 L=10m
管（函）渠型側溝
円型側溝 φ300 L=120m
蓋掛け型 φ300 L=16m
現場打ちエプロン L=36m
街渠桝 N=3箇所
鉄筋コンクリート台付管 φ300 L=18m
集水桝 N=2箇所
山の辺第一工区天理停車場線整備工事（その2）

工事延長 L=93m

縁石工

歩車道境界ブロック

L=169m

植樹ブロック

L=71m

植樹 低木

N=120本

道路付属施設工

照明灯 N=4基

引込柱

N=1基

舗装工

車道舗装

A=820m²

歩道舗装

A=278m²

仮設水路工

暗渠排水管 φ200

L=19m

集水桝

N=5箇所

(4) 工 期 平成25年3月29日まで

(5) 予 定 価 格 41,273,400円

(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 36,764,700円

(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(7) そ の 他 本入札は、次の①～③の工事を合併して入札するものであり、その落札者と工事別に契約を締結するものである。

① 山の辺第一工区区画道路整備工事(6-12号線)

② 山の辺第一工区天理停車場線整備工事(その1)

③ 山の辺第一工区天理停車場線整備工事(その2)

第2 競争参加資格

(1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木工事の総合評定値を有する者であること。

④ 本市が平成24年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成24年度)において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。

⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

① 一級土木施工管理技士、一級建設機械施工技士、もしくは技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術管理部門(選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。または、国土交通大臣が上記の者と同等以上の能力を有すると認定した者。

② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとする。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株) 天理支店 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をし

た申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

山の辺第一工区区画道路整備工事（6－12号線）及び山の辺第一工区天理停車場線整備工事（その1）及び山の辺第一工区天理停車場線整備工事（その2）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成24年10月4日（木）から 平成24年10月16日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成24年10月4日（木）から 平成24年10月16日（火）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成24年10月18日（木）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成24年10月24日（水）
質問書への回答日	平成24年10月24日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成24年10月29日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成24年10月31日（水）
入札書到着期限日	平成24年11月5日（月）
開札の日時	平成24年11月6日（火） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成24年11月6日（火） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

教育委員会

(平成24年 9 月 6 日揭示済)

天理市民運動場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 9 月 6 日

天理市教育委員会
委員長 中 嶋 孝

天理市教育委員会規則第 5 号

天理市民運動場条例施行規則の一部を改正する規則

天理市民運動場条例施行規則（平成10年 3 月天理市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

平成24年10月10日 水曜日

天理市公報

様式第1号（第3条関係）

天理市民運動場使用許可申請書

年 月 日

天理市教育委員会 様

(団体)

申請者

氏名

住所

電話

下記のとおり使用許可を申請します。

使用運動場及び 施 設 の 名 称			
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日	時から	時まで
使 用 人 員	市内 名	市外 名	合計 名
※ 使 用 料	時間× 円× 面＝ 円		
使用附属器具			
使用者の行う 特 別 設 備	有・無 （有る場合は、特別設備許可申請書を添付）		

※印は、記入しないでください。

平成24年10月10日 水曜日

天理市公報

様式第2号（第4条関係）

天理市民運動場使用許可書

年 月 日

申請者

様

天理市教育委員会
教育長

印

下記のとおり使用を許可します。

使用運動場及び 施設の名称			
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 時から 時まで		
使 用 人 員	市内 名	市外 名	合計 名
使 用 料	時間× 円× 面＝ 円		
使用附属器具			
使用者の行う 特 別 設 備	有・無 （有る場合は、特別設備許可申請書を添付）		
使 用 心 得	1. 使用当日は、この許可書を職員に提示してください。 2. 使用の準備及び使用後の清掃、整理整頓は、使用許可時間 内に行い、原状に回復して職員の点検を受けてください。 3. 使用許可を受けた目的以外に使用しないで下さい。		

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の天理市民運動場条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で未使用のものについては、改正後の天理市民運動場条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

(平成24年9月26日揭示済)

天教告示第10号

平成24年10月3日午前9時30分から10月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成24年9月26日

天理市教育委員会
委員長 中 嶋 孝

(平成24年9月26日揭示済)

天教告示第11号

平成24年10月10日午前9時30分から10月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成24年9月26日

天理市教育委員会
委員長 中 嶋 孝

農業委員会

(平成24年9月27日揭示済)

天農委告示第10号

平成24年10月9日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成24年9月27日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について

議案第2号 その他

- ① 副会長の選出について
- ② 農地法第3条に係る買受適格証明について
- ③ 市街化区域の専決処分について(報告)

災害対策本部規程

(平成24年10月1日揭示済)

天理市災害対策本部告示第1号

天理市災害対策本部規程(平成8年3月天理市災害対策本部告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成24年10月1日

天理市災害対策本部長
天理市長 南 佳 策

第2条第4号中「物資」を「福祉支援」に改める。

別表健康福祉部の項中

「

物資第1班 (社会福祉課 長)	社会福祉課 職員	1 被服、寝具その他生活必需品の給(貸)与に関すること。 2 救援物資の受領に関すること。 3 県小災害救助内規又は災害救助法適用手続に関すること。
-----------------------	-------------	--

物資第2班 (介護福祉課長)	介護福祉課職員	4 住宅の応急修理の認定に関する事。 5 応急仮設住宅設置の認定に関する事。 6 義援金の受領及び見舞金の支給に関する事。 7 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 8 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。
-------------------	---------	--

を「

福祉支援第1班 (社会福祉課長)	社会福祉課職員	1 被服、寝具その他生活必需品の給(貸)与に関する事。 2 救援物資の受領に関する事。 3 県小災害救助内規又は災害救助法適用手続に関する事。
福祉支援第2班 (介護福祉課長)	介護福祉課職員	4 義援金の受領及び見舞金の支給に関する事。 5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 6 災害時要援護者の避難支援に関する事。 7 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。

に改め、同表建設部の項中

「

住宅第1班 (住宅課長)	住宅課職員	1 応急仮設住宅の建築に関する事。 2 建築基準法に基づく住宅の応急修理に関する事。 3 市有施設の応急修理に関する事。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。
住宅第2班 (営繕課長)	営繕課職員	5 被害住宅に係る復旧資材の購入、あっせん及び配給に関する事。 6 公共施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。

を「

住宅第1班 (住宅課長)	住宅課職員	1 応急仮設住宅設置の認定に関する事。 2 応急仮設住宅の建築に関する事。 3 住宅の応急修理の認定に関する事。
住宅第2班 (営繕課長)	営繕課職員	4 建築基準法に基づく住宅の応急修理に関する事。 5 市有施設の応急修理に関する事。 6 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。 7 被災住宅に係る復旧資材の購入、あっせん及び配給に関する事。 8 公共施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。

に改める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

公営企業

(平成24年10月2日揭示済)

天理市上下水道局公告第15号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成24年10月2日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 工事概要

- | | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|----|
| (1) 工 事 名 | 天理ダム水質自動測定装置更新工事 | |
| (2) 工 事 場 所 | 天理市長滝町地内 | |
| (3) 工 事 概 要 | 既設装置撤去 | 一式 |
| | 水質測定装置設計・製作 | 一式 |
| | 水質測定装置据付・調整 | 一式 |
| | №3 サンプリングポンプ取替 | 一式 |
| | その他付随する諸工事 | 一式 |
| (4) 工 期 | 平成25年3月31日まで | |
| (5) 予 定 価 格 | 14,138,250円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。） | |
| (6) 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。） | 設定有り | |

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に建設工事入札参加資格申請書を提出している機械器具設置工事の資格を有する建設業者であって、次の(2)(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による建設業の許可を、機械器具設置工事業について受けている者であること。
 - ③ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。）の結果における機械器具設置工事の総合評定を受けている者であること。
 - ⑤ 過去5年以内（本工事の発注年度を含まない。）に上水道施設又は取水施設における水質自動測定装置の新設又は更新工事（工事を完成したものに限る。）及び保守管理業務の元請実績を有すること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 現場代理人及び次の条件をすべて満たす主任技術者をこの工事を行う期間中配置できること。なお、現場代理人は主任技術者を兼ねることができる。
- ① 機械器具設置工事の主任技術者となり得る国家資格等（実務経験を含む）を有する者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8558 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交 付 期 間 別表2（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交 付 場 所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提 出 期 間 別表2（入札日程）のとおりとする。

- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表2(入札日程)のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表2(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領(平成23年4月)第6条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 郵便事業株式会社 天理支店 留 天理市上下水道局総務課庶務係 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局2階 大会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市上下水道局会計規程(平成13年3月27日水道ガス局管理規定第14号)第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課庶務係で公表する。落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 調査基準価格を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第9 落札者の決定方法」にかかわらず、下記により落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

- (1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局低入札価格調査制度に係る取扱要領に基づき調査を行う。
- (2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。
- (3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第11 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 天理市上下水道局会計規程、天理市契約規則及び天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件

平成24年10月10日 水曜日

天理市公報

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が皆無となったとき又は入札開札時に入札参加者が皆無となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第12 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先 天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

天理ダム水質自動装置更新工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成24年10月2日（火）から 平成24年10月10日（水）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成24年10月2日（火）から 平成24年10月10日（水）まで
質問書の提出期限	平成24年10月15日（月） <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認の結果の 通知日	平成24年10月19日（金）
質問書への回答日	平成24年10月19日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成24年10月24日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成24年10月26日（金）
入札書到着期限日	平成24年10月30日（火） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便 郵便事業㈱天理支店に必着のこと</u>
開札の日時	平成24年10月31日（水）午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成24年11月1日（木）午前10時00分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。